

埼玉県公金管理基準

埼玉県会計管理者

平成26年10月20日改正

I 目的及び適用範囲

本基準は、埼玉県会計管理者が所管する公金について、確実な管理と効率的な運用を行うことを目的として定めたものであり、適用範囲は歳計現金、歳入歳出外現金及び基金とする。

II 公金管理の基本方針等

1 基本方針及び対応方法

(1) 基本方針

ア 安全性の確保

信用リスクを回避するため、公金の管理・運用に当たっては安全性の確保を第一とする。

イ 流動性の確保

支払い等に支障が生じないよう必要な資金を確保するとともに、想定外の緊急な支出にも対応できるよう資金の流動性を常に確保する。

ウ 効率性の追求

安全性及び流動性を確保した上で、金融情勢の変化に応じた効率的な運用に努める。

(2) 対応方法

ア 経営状況に応じた公金の運用

運用先の経営状況を常に把握して健全性などを確認し、健全度に応じて運用期間、運用商品、運用限度額等の制限を行う。

また、運用先の分散化を図るとともに、経営状況の変化によっては迅速に必要な措置を講じる。

イ 公金運用手段の多様化による効率的な運用

運用対象は、元本償還の可能性が極めて高い金融商品とするが、より有利な商品や運用方法を導入するなど運用手段を多様化し、効率的な運用を進める。

2 公金の種別に応じた運用

(1) 歳計現金等

歳計現金及び歳入歳出外現金（県営住宅敷金運用分を除く。）は、県民が納入した現金等が支払いに充てられるまでの準備金等である。このため、余裕資金は預金運用を中心とするが、支払いに支障がない範囲で債券等による運用も行うことができる。

なお、歳計現金等は、その性質上、資金の流動性を確保する必要性が高いため、中途解約可能な商品による運用に配慮する。

(2) 基金等

基金及び歳入歳出外現金に属する県営住宅敷金運用分は、その性格により比較的長期の運用が可能であるため、預金の他に債券等を選択し効率的な運用に努める。

3 公金管理担当職員の心構え

公金管理に携わる職員は、運用先の信用リスクを常に自覚し、絶えず危機意識をもって公金の安全性を確保するとともに、日々変動する金融情勢等を適正に把握し、効率的な運用に努めなければならない。

Ⅲ 金融機関の経営状況の把握

金融機関への預金等(預金のほか、合同運用指定金銭信託を含む。以下同じ。)や金融機関が発行する債券(金融債及び銀行社債)による運用に当たっては、経営状況の把握を以下のとおり行い、健全性などの問題がないと認められる金融機関を選択しなければならない。

1 金融機関の定量分析

定量分析は、金融機関の決算書やディスクロージャー誌等の財務資料を基に行い、健全性、収益性、破綻リスク等の側面から各金融機関の経営状況を評価する。

ア 定量分析は次の資料等を使用し、必要に応じてその他の有益な資料等を活用する。

- ・決算書(決算、中間決算)
- ・四半期開示情報
- ・金融機関のディスクロージャー誌
- ・金融機関に関する各種統計情報
- ・定期刊行物等

イ 定量分析は、別に定める「自己資本比率」や「不良債権比率」等の経営指標を使用し、外部専門家の意見を聴いた上で適宜見直す。

ウ 定量分析においては、「業態内比較」や同一金融機関の「時系列比較」等を行う。業態は「銀行」及び「信用金庫等」の区分とする。

エ 定量分析により他の金融機関と著しく異なる数値や悪化傾向が認められた金融機関は、ヒアリングなど詳細な調査分析を行う。

オ ディスクロージャー誌の開示内容が他に比べて不十分な金融機関や中間決算の公表義務のない業態には、情報開示の充実を求める。

2 金融機関の定性分析

経営状況を的確に把握するため、金融機関の定性分析に必要な次の情報等を収集し、経営分析における総合的な判断材料として活用する。

- ア 政府や業界の支援
 - ・政府等からの支援
 - ・業態独自のセーフティネット
- イ 顧客等の評価
 - ・預金及び貸出金等の動向
 - ・系列金融機関や企業等からの支援
- ウ 有価証券の運用状況
- エ 経営戦略・業績予想（目標）等
- オ システミックリスクの状況

3 金融機関の分類

金融機関の定量分析及び定性分析に基づき、各金融機関を経営の健全度に応じて分類する。同分類は、別に定める「金融機関の分類基準」により行う。

なお、急激な為替変動、大企業の経営破綻、株価の下落による収益の悪化等で、金融機関全体が特殊な環境にあり、その大多数が下位の分類になる場合は、外部専門家の意見を聴いて「金融機関の分類基準」を見直す。

4 日常的な経営状況の把握

金融機関の経営悪化の兆候を早期に把握するための常時監視指標として、預金量の推移、社債の利回り、株価、格付等を活用する。この場合、業態内又はTOPIX等の市場指標との相対評価等を行う。

格付は、金融庁登録信用格付業者等が付与する複数の格付の推移を把握する。格付されていない金融機関については、貸出先及び保有有価証券運用状況の情報収集等に努める。

また、定期的に金融機関からヒアリングを実施し、その結果及び定性分析結果等を基に、外部専門家の意見を聴いて必要な措置を講じる。

IV 運用の基準

1 預金等の運用基準

(1) 運用の原則

金融機関への預金等は、別に定める「金融機関の分類基準」に基づき、各金融機関の経営状況に応じてア～エのとおり運用する。

- ア 制限なし（長期運用にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言を受け、慎重に決定するものとする。）
- イ 運用期間、運用商品の制限
- ウ 新規預金等の停止
- エ 中途解約

(2) 運用限度額の設定

金融機関が破綻危機に直面した場合、預金等の引揚げを円滑に行うため、金融機関の分類毎に運用限度額を設定する。また、特定の金融機関に預金等が集中しないよう、1金融機関当たりの運用限度額を定め、分散運用に努める。

(3) 決済用預金の活用

支払準備金等及び制度融資資金は、金利動向を確認しながら決済用預金を活用することができる。

(4) 証書借入との相殺

金融機関が証書借入の埼玉県債を保有している場合は、上記(1)の「運用の原則」や(2)の「運用限度額の設定」に関する基準にかかわらず、相殺可能額の範囲内で別に定める基準を活用することができる。

2 債券等の運用基準

債券等（債券のほか現先取引等含む。以下同じ。）の運用は、本基準のほか別に定める債券関係規程に基づいて行う。

(1) 確実性の確保

債券等の運用に当たっては、各リスクを回避するため、次のとおり対応する。

ア 信用リスクへの対応

運用する債券等は、元本償還の確実性が極めて高い国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、電力債、金融債、銀行社債等とする。

イ 金利変動リスクへの対応

金利変動の影響を緩和するため、定期的に一定額を購入するラダー運用を基本とし、運用期間の分散も考慮する。

ウ 価格変動リスクへの対応

購入した債券等は元本及び利息を確保するため、保有は満期償還期限までを原則とする。

(2) 効率性の確保

債券等の運用は、運用期間・運用金額による購入可能性及び利回り等を総合的に判断して行い、効率的な運用に努める。

(3) 債券運用先の経営状況の把握

国債、政府保証債、地方債及び地方公共団体金融機構債以外の債券等で運用する場合は、発行体の経営状況について決算書等による定量分析や各種情報による定性分析を行うとともに、日常的な経営状況の把握に努めなければならない。

V 本基準の見直し

金融環境の変化などによって本基準を変更する場合は、必要に応じ外部専門家の意見を聴いて見直すものとする。

この基準は、平成14年 3月26日から適用する。
平成15年 3月24日改正
平成17年 3月25日改正
平成18年 1月17日改正
平成19年 1月11日改正
平成20年 3月14日改正
平成20年 4月 1日改正
平成21年 3月16日改正
平成22年 3月12日改正
平成23年 3月14日改正
平成26年10月20日改正